

# 〇 還元事業規定

① 支部，もしくは地区の会員全員に参加資格が与えられる事業であること。

※ 地区間の格差が少なくなるように支部長が年度初め（5月）に調整する。

※ 全員に参加資格が与えられる大会であれば，支部予選への支出を認める。

② 事業は，「愛知県ソフトテニス連盟 中学校部会」が，主催，主管，後援，協賛のいずれかであること。

既存の事業，大会も含めて，各種事業・大会を協賛・後援で開催する場合，要項にその旨を必ず記載する。また，どういう形で（何にいくら使うか等）協賛・後援するのかを主催者，主管者と相談し，明瞭にする。

③ 大会開催（主催・主管）の場合，愛知県ソフトテニス連盟中学校部会の賞状の授与を認める。（協賛・後援の場合も，授与できることとする）

④ 使途は，会場費，消耗品費等の大会運営補助費，大会役員旅費，講師謝礼等とする。

⑤ 事業開催案（要項・概算支出請求書）を速やかに支部長に提出する。

⑥ 事業報告書（結果・支出報告書）を終了後，速やかに支部長に提出する。

※ ⑤，⑥とも年度末までに事務局に提出する。

※ 大会開催の場合は，結果を速やかにホームページ担当者に送る。

⑦ ホームページ担当者は，送付された結果を愛知県ソフトテニス連盟中学校部会のホームページに掲載する。